

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 募集要項等に関する質問（回答）

No.	書類名	頁	章	項目番号等	項目名	質問・意見	回答
1	要求水準書	3	1	3.4	本事業の事業期間	事業用地は埋蔵文化財包蔵地となっていますが、試掘や発掘調査が必要な場合の費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。また発掘調査となった場合の施設整備事業の完了は協議可能と考えてよろしいでしょうか。	文化財調査については、市が行います。本年10月に試掘調査を行い、発掘調査が必要となった場合には、今年度末に実施する予定です。事業スケジュールへの影響はないと考えています。
2	要求水準書	8	1	9.1(2)	資機材の準備等	「災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、必要な資機材の常備に関する基準を事業継続計画に盛り込み、市の承認を得てこれを実施すること」とありますが、質問・意見（回答）のNo. 30の「代替燃焼設備の導入は不要と考えてよい」とあり矛盾しますが、代替燃焼設備は不要の理解で宜しいですか。	災害により施設及び設備に損傷が生じた場合などに、インフラ等が遮断されていても、速やかに復旧し、火葬を実施できるようにするための事業継続計画です。代替燃焼設備についてはご認識のとおりです。
3	要求水準書	8	1	9.2	災害発生時の対応	他施設への火葬要員の派遣との記載ですが、配置人員からの対応との認識で宜しいでしょうか。	広域火葬については、できる限り協力することを基本方針としながら、実際の派遣規模や方法等については、都度協議のうえ、定めるものとします。
4	要求水準書	11	2	1.2(1)	敷地条件	敷地面積4,700㎡に「南側法面部分を含む」とあります。今回の整備で南側法面は存置のままでもよろしいでしょうか。そうであれば宅造規制区域ですが宅造申請は不要と考えてよろしいでしょうか。	南側法面は存置する計画です。宅地造成は行わないので宅造申請は不要です。ただし南側擁壁から建築物までの離隔距離は、奈良県建築基準法施工条例第3条の規定によります。
5	要求水準書	13	2	2.3(2) 資料4-1	仮通路、通路	2024.07.26受領済の資料4-1仮通路・通路整備図にある①仮通路、仮設建物の設置における仮通路は、既設慰霊碑を移設し、仮通路をさらに敷地の西側へ設置することは可能でしょうか。上記の通りに仮通路を設置することにより、火葬ゾーン、待合ゾーン、告別ゾーンの築造が同時にでき、施設整備費コストの縮減、工期の短縮が可能となります。当初計画と大幅に変わりますが、慰霊碑の移設とその敷地の使用は可能でしょうか。ご教示願います。	仮通路の位置については事業者提案により変更することも可能です。ただし、既設慰霊碑は無縁仏の供養碑となっており、墓地と同様と考えてください。移設は行わない方針です。
6	要求水準書	21	2	5.4(1)④	火葬ゾーン	遺族や会葬者が柩を囲み、最後のお別れとの記載ですが、柩窓や蓋を開けての拝顔を実施理解で宜しいでしょうか。又、拝顔は必ずの実施でしょうか、要望時だけでしょうか、窓や蓋を開けるのは葬祭事業者でしょうか、ご教示願います。	柩窓や蓋を開けての拝顔は原則として実施しておらず、今後も実施しない方針です。
7	要求水準書	24	2	5.6(2)②	従業員休息室	シャワールームは要求水準（必須）でしょうか。あるいは事業者の判断でしょうか。	シャワールーム等については、従事者の健全な労働環境確保のための設備の例示です。

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 募集要項等に関する質問（回答）

No.	書類名	頁	章	項目番号等	項目名	質問・意見	回答
8	要求水準書	26	2	6.1(2)①	火葬件数の予測	年間火葬件数は人体のみの件数でしょうか。動物炉件数も含まれているのでしょうか。	人体のみの件数です。
9	要求水準書	26	2	6.1(2)②	燃焼計算	遺体、柩、副葬品の重量が記載されています。「要求水準書(案)等に関する質問・意見(回答)」No.26に示されている通り、これらの重量にも適切に対応できる提案としますが、再燃焼炉排ガス滞留時間等を算出する燃焼計算においては、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版（日本環境斎苑協会）に記載されている遺体75kg、柩15kg、副葬品10kg、火葬時間65分（再燃焼炉予熱5分含む）で行えばよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	要求水準書	30	2	6.1(5)③イ	測定対象系列	質問・意見(回答)のNo.34で、2炉1系を提案した場合には、2火葬(2炉分)の測定をするとの事ですが、排ガス測定中は隣の炉を使用できないので、火葬受入れ件数が減りますが、宜しいでしょうか。	排ガスの測定については、実火葬の排ガスを測定することを想定しており、炉の休止は必要ないと考えています。要求水準書第2章6.1(2)③ア(エ)に記載のとおり、2炉以上を休止することなく、一部の炉を休止中であっても最大火葬件数6件以上/日を可能とする計画としてください。
11	要求水準書	36	2	6.2(6)⑤	付帯設備	「柩運搬車、炉内台車運搬車は兼用できないものとする」とありますが、「お別れ兼収骨室」の場合、スペースを考慮し兼用とすることは可能でしょうか。	原則として兼用できないこととしますが、兼用とする方が望ましい合理的な理由が示され、かつ、利用者の安全確保・心情への配慮や業務の適正な執行に支障がないことを条件に、兼用することができるものとします。
12	要求水準書	37 38	2	6.3(1)オ 6.3(2)②③④	計測制御項目	質問・意見(回答)のNo.41で、「COを測定する機器を設置するものと考えてください」とありますが、質問・意見(回答)のNo.40では、「計装制御一覧表に記載の監視項目、火葬炉現場操作盤の動作チェック項目、及び、中央監視制御盤の運転状態表示機能に記載の内容は、要求水準を達成する事を条件に、事業者提案により適宜追加・削除を行っても良い」と記載があります。COを測定する機器は事業者提案により不要としても宜しいでしょうか。	COを測定する機器は設置するものと考えてください。
13	要求水準書	39	2	6.3(2)⑤ア	中央監視制御盤	運用支援システムの表示機能については、事業者提案とありますが、機能が事業者提案であり、表示器の設置については必須という認識で宜しかったでしょうか。また、待合室など設置が必須な箇所はございますでしょうか。	表示器の設置も含めて事業者提案とします。

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 募集要項等に関する質問（回答）

No.	書類名	頁	章	項目番号等	項目名	質問・意見	回答
14	要求水準書	39	2	6.3(2)⑤	炉前操作盤	運営支援システムの故人、喪主名等の表示ですが、エントランスホール内の炉前ホール兼収骨室入口近傍に設置しても宜しいでしょうか。（但し、化粧扉開閉用の炉前操作盤は、炉前ホール兼収骨室内の炉前化粧扉入口近傍に設置します）	喪主名等の表示については、場所、設置数、方法等、事業者の提案によるものとします。
15	要求水準書	39	2	6.3(2)⑦ア(イ)	屋外監視カメラ	屋外のカメラにおいて、可動雲台を設置した場合の映像範囲をカバーできていれば、可動式ではないカメラを設置しても問題ありませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	要求水準書	39	2	6.3(2)⑦ア(イ)	屋外監視カメラ	屋外カメラにおいて、ワイパー有との記載がありますが、雨の水滴がレンズに当たらないようレンズの上部にカバーがついているタイプで代用してもよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
17	要求水準書	39	2	6.3(2)⑦	モニター設備	各種監視カメラの仕様は、事業者提案でも良いか。	ご認識のとおりです。
18	要求水準書	41	2	7.1(7)	発電設備	停電時及び災害時の非常用発電機の燃料はA重油で宜しいでしょうか。	非常用発電機の燃料は事業者提案とします。使用する燃料によって必要な設備や発電機の配置については、所轄消防と協議が必要です。
19	要求水準書	41	2	7.1(7)	発電設備	非常用発電機の騒音は規制対象になるのか、行政の窓口との協議は可能でしょうか。	非常用発電機については規制対象外ですが、併せて設置する機器に騒音規制法の規制対象機器がある場合は、市に対して、特定施設設置届出書の提出が必要となります。協議は可能です。
20	要求水準書	41	2	7.1(7)	発電設備	非常用発電機の危険物取り扱いの事で所轄消防署との協議は可能でしょうか。	所轄消防との協議は可能です。
21	要求水準書	42	2	7.1(9)ウ	公衆電話	携帯電話の普及によりNTTの公衆電話の設置基準が厳しくなっています。ピンク電話でも代用可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
22	要求水準書	42	2	7.1(10)	時計表示設備	親子時計の設置とありますが、設置する時計を全て電波時計とすることは可能でしょうか。	電池交換の手間や設置個所の作業性、電波感度等による時刻のずれなど、後の維持管理の負担を考慮してもなお、全てを電波時計とする方がよりよい提案となるのであれば可能です。

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 募集要項等に関する質問（回答）

No.	書類名	頁	章	項目番号等	項目名	質問・意見	回答
23	要求水準書	44	2	7.2(2)(7)	空気調和設備 給湯設備	今回、「中圧ガスを引き込む予定である」とありますが、敷地周辺に中圧ガス埋設管の存在が不明です。現在、大和郡山市様で計画している中圧ガス管の布設ルート並びに本事業における事業者が引き込む中圧ガス管の位置をご教示願います。またそれらに関わる費用については別途と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	敷地南側の道路境界の位置に150Aの中圧ガス管が引き込まれる予定です。道路境界から新施設までの敷地内配管工事については、本事業に含みます。
24	要求水準書	53	3	4.5(1)	性能試験	①「事業者は、工事着工前に、第2章6. 1「(5)性能試験」に示す性能試験を行うこと」とありますが、質問・意見(回答)のNo. 32、33で、着工前の性能調査は不要となったのではないのでしょうか。 ②従って着工前に必要な準備調査等としてはP48記載の「事前調査業務・関係機関等の調整業務」に記載分のみという理解で宜しいのでしょうか。	①ご指摘のとおりです。要求水準書を修正します。 ②ご認識のとおりです。
25	要求水準書	55	3	4.6(2)④	既設慰霊碑周辺	①既設慰霊碑周辺を外構整備の一部として整備することとありますが、具体的にどのような整備を想定されているのでしょうか。②また既設慰霊碑を工事期間中に移設することは可能でしょうか。	①既設慰霊碑周辺は現状は未整備ですが、新施設の外構整備と併せて、慰霊碑自体は現状のまま残しながら、舗装等を施し、周囲に囲いを設けるなど、一定の整備を行うことを想定しています。具体的な整備方針については、事業者の提案とします。 ②既設慰霊碑は無縁仏の供養碑となっており、墓地と同様と考えてください。移設は行わない方針です。
26	要求水準書	58	3	5.2(5)⑤	現施設の解体・撤去等業務	要求水準書（案）の質疑回答で、ダイオキシン類の拡散防止については、資料8「ダイオキシン類調査結果」を参考に必要なダイオキシン類ばく露対策を想定することとありましたが、資料8の調査結果で基準値の3ng-TEQ/gを超過していないことから、通常処理対策で問題ないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。火葬場はダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に該当しませんが、調査結果を踏まえ、工法等の技術提案をしてください。
27	要求水準書	58	3	5.2(6)③	鉄化石の処分	鉄化石の説明がありますが、産業廃棄物として処理する品目をご教示願います。安定型混合廃棄物として処理するのか、管理型産業廃棄物または特別管理産業廃棄物等なのか、分類をお示しください。	産業廃棄物の品目は過去の資料が無いため把握できていませんので、管理型産業廃棄物を想定してください。鉄化石は一般廃棄物として適法に埋設されたものですので、特別管理産業廃棄物には該当しないと想定してください。なお、地質調査のコアを公開しますので、ホームページをご確認ください。

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 募集要項等に関する質問（回答）

No.	書類名	頁	章	項目番号等	項目名	質問・意見	回答
28	要求水準書	70	4	7(1)	清掃業務	法面部分の除草について現在は年に何回除草作業を定期的に行っていますでしょうか。	近年の雑草の伸び方から、今年度は2～3回程度の実施を計画しています。
29	要求水準書	72	4	10(1)②	児童公園遊具の点検・修繕	①遊具の修繕が必要になった場合には修繕費用は事業者の負担になるのでしょうか ②法点検の根拠法令、条例等をご教示下さい。	①ご認識のとおりです。 ②当該児童公園は都市公園ではありませんが、都市公園における法定点検の例に準じて定期点検を行うものとします。都市公園の点検については、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第10条第2項及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第3条の2に定められているほか、国土交通省から「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」が示されています。なお、点検の実施にあたっては、一般財団法人日本公園施設業協会が認定する公園施設製品安全管理士の資格を有する者が行うものとします。
30	要求水準書	78	5	1. 8	災害発生時の対応	災害時における、通夜式及び葬儀での式場施設利用についてご教示願います。	大規模災害発生時には、火葬業務の継続実施を想定していますが、告別ホールについては、災害の規模や被害の状況等から市が必要と判断した場合には、使用を中止します。
31	要求水準書	79	5	3	利用者受付業務	火葬（人体炉）の利用予約について、清浄会館予約システムでの予約のみで、電話による清浄会館への直接の予約受付は行わない認識で宜しいでしょうか。又、翌日の予約は前日の何時で締切でしょうか。ご教示願います。	電話による予約は受け付けていません。現状、受付の締切は設けておらず、清浄会館の予約後、使用者が市において火葬許可を受ければ、いつでも利用可能となっています。新施設の運用においては、現状と大きな差異を設けない範囲で、市と事業者とが協議のうえ、予約時間について一定の制限を設けることはできるものと考えています。
32	要求水準書	79	3	3	利用者受付業務	火葬許可書・使用許可書及び申請書等の申請書・許可書については、予約システム側もしくは貴市準備の認識で宜しいでしょうか。	火葬許可については、市において行います。火葬予約・告別ホール使用については、予約システムで葬祭事業者が予約し、市において使用許可を行います。
33	要求水準書	79	5	4①	お別れ・炉前・収骨等業務	待合室への案内についてご確認させてください。会葬者に対しての収骨案内について、運営支援システムからの自動音声による案内は必須でしょうか。	会葬者の案内方法については事業者提案とします。
34	要求水準書	80	5	4①	炉前台の飾りつけ	葬祭業者負担となっている炉前台の飾りつけとは具体的にどのような作業でしょうか。	遺族や会葬者が最期のお別れをするにあたり、遺影・位牌の配置等、宗教や宗派に合わせて炉前台の準備を行う作業です。
35	要求水準書	80	5	6	動物の火葬業務	動物火葬の受付時間をご教示願います。	動物火葬は、保冷库に一定量を溜め、まとめて火葬する計画です。受付時間については、清浄会館の業務時間となります。

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 募集要項等に関する質問（回答）

No.	書類名	頁	章	項目番号等	項目名	質問・意見	回答
36	要求水準書	83	5	13.4(2)②	車両出入口の開場・閉鎖	開場・閉鎖は既設のバリカーの上げ下げで行うという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
37	要求水準書	83		13.4(2)②	臨時駐車場車両出入口の開場・閉鎖	臨時駐車場（多目的グラウンド）車両出入口の開場・閉鎖とありますが、これらの業務は清浄会館の業務時間内に発生する業務であるとの理解でよいでしょうか。臨時駐車場の開場や閉鎖が業務時間外に発生する場合は、時間や頻度をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書第2章1.1に記載のとおり、業務時間は、通夜式が挙行される場合は、通夜式の会葬者の退場後、駐車場を閉鎖するまでとします。通夜式は午後6時乃至午後7時に開式されるのが通例で、駐車場閉鎖までの所要時間は1時間から1時間半程度を想定しています。なお、過去3年間の通夜式の実施実績は、年間平均77回です。臨時駐車場（多目的グラウンド）については、会葬者が特に多い場合に開場しますが、駐車場としての使用は年に数回程度の実績です。
38	要求水準書資料			資料7	アスベスト調査結果	添付データNo.11火葬炉ダクトパッキン材の大きさと個所数が不明です。大きさ、個数についてご教示願います。	現地調査により把握してください。
39	要求水準書資料			資料8	ダイオキシン調査結果	測定濃度が基準値を超えているか否かで判断すればよろしいですか。基準値以外での特記事項・判断基準はありませんでしょうか。ご教示願います。	ご認識のとおりです。火葬場はダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に該当しませんが、調査結果を踏まえ、近隣への配慮なども含め工法等の技術提案をしてください。
40	要求水準書資料	13		資料9-3 (図面番号22)	残灰庫	残灰ピットには、残灰が無いものと判断してよろしいですか。ご教示願います。	ご認識のとおりです。
41	要求水準書資料	18		資料9-3 (図面番号40)	基礎伏せ図（既存杭）	既設火葬場待合室における既存杭が40本図示されていますが、新設工事で既存杭に干渉しない場合は、残置してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	既存杭を引き抜くことによって、地盤の健全性、安定性が損なわれ、周辺環境等に悪影響が出る場合に限り、協議することは可能です。
42	募集要項	5		3.1	募集スケジュール	今後公表される様式集等の質疑については、都度電話かメールにて行うという理解でよいでしょうか。	様式集への質疑については、メールにて随時受け付けます。なお、質問受付期限を設ける場合は、市ホームページでお知らせします。
43	募集要項	16		8.6	契約保証金	事業契約書（案）も未公表であるため、公表後に質疑等があれば電話かメールにて行ってよいでしょうか。	契約書（案）への質疑については、メールにて随時受け付けます。なお、質問受付期限を設ける場合は、市ホームページでお知らせします。
44	様式			2-1他	応募者グループ名	応募者グループ名は、応募者が任意のグループ名を決めた上で参加資格申請時に申請書類に記入して提出申請するのでしょうか。	ご認識のとおりです。

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 募集要項等に関する質問（回答）

No.	書類名	頁	章	項目番号等	項目名	質問・意見	回答
45	様式			第二次審査（技術提案書審査）（見積書）に関する提出書類、契約書（案）		第二次審査（技術提案書審査）（見積書）に関する提出書類、契約書（案）の公開はいつになりますでしょうか。また、公開される内容について質疑がある場合は都度問い合わせさせていただくとして宜しいでしょうか。	様式集は令和6年9月4日に公開しました。契約書（案）は近日中に公開します。様式集、契約書（案）への質疑については、メールにて随時受け付けます。なお、質問受付期限を設ける場合は、市ホームページでお知らせします。